

各種講座約款

東京大学消費生活協同組合

(適用範囲)

第 1 条

本約款は東京大学消費生活協同組合(以下「当組合」という)が実施する講座・セミナー(以下「本講座」という)に適用される契約条件を定めたものです。本約款に定めのない事項については、Web ページ上の案内(以下「開催案内」という)によるものとします。

2 本約款を適用する講座は、当組合の web ページにて告知します。

3 講座に付随するオプション講座についても本約款を適用します。

(契約の成立)

第 2 条

本講座の申込者(以下「申込者」という)が、本約款及び開催案内の内容を了承したうえで、当組合 に対して受講の申込を行い、当組合がこれを承諾した時に、受講契約は成立します。

(受講料の支払い)

第 3 条

申込者は開催案内に記載された受講料、教材費等の費用(以下「受講費用」という)を、当組合が指 定した方法により、当組合が指定した期日までに支払うものとします。支払いがなされない場合、当 組合は契約を解除することができます。

(役務の提供)

第 4 条

当組合は、申込者に対して開催案内に記載した役務を提供します。

(受講開始日)

第 5 条

本講座の受講開始日は、申込者の受講の有無にかかわらず、開催案内に記載された日付とします。

(実施場所)

第 6 条

本講座の実施場所は、開催案内に定めます。

(提供する役務の変更)

第 7 条

当組合は、事前に申込者へ告知することで本講座の受講日及び実施場所、提供する役務の軽微な 内容を変更することがあります。

(受講期間・回数・形態)

第 8 条

本講座の受講期間、回数、形態、その他の諸条件(最少実施人数など)は、開催案内に記載します。

(中途解約)

第 9 条

本契約の成立後であっても、申込者は書面を提出することにより本契約を中途解約することができます。

2 申込者から前項の申し出があった場合、当組合は以下の定めにより受講費用を返還します。

(1) 受講開始日前の場合

受講費用から、以下の金額を控除した残額

違約金 2,000 円

(2) 受講開始日以降の場合

受講費用から、以下の金額を控除した残額

a) 初期費用 2,000 円

b) 受講費用から初期費用を減じた額を、講座開催予定回数で除し、実施済みの講座回数に乗じた額

c) 解約手数料として、受講費用からa)b)を減じた残額の 20%相当額

3 返還先は申込者の指定する銀行口座への振込を原則とします。但し、申込者が未成年の場合は保護者名義の口座への返還とします。振り込み手数料は当組合の負担とします。

4 申込者は出席の有無にかかわらず、実施済みの講座についての受講料の返還を請求することはできません。

(受講の権利)

第 10 条

申込者は、本講座を受講する権利を他者に譲渡することはできません。

2 申込者は、本講座に関わる教材・テキスト・データ・その他講座内で提供される物を、媒体如何に関わらず当組合に無断で複製・複写・上映・販売することは一切できません。

(個人情報保護)

第 11 条

収集した申込者の個人情報は、個人情報保護法その他の法令及び当組合の個人情報保護方針 (<https://www.utcoop.or.jp/about/pdf/privacy.pdf>) に則り管理します。

(撮影・録音)

第 12 条

当組合は、講座の撮影・録音を行うことができるものとします。

2 撮影・録音した画像・音声は、講座事務局が管理し、講座の品質向上のために使用できるものとします。

3 申込者の同意がある場合に限り、講座事務局は、撮影・録音した画像・音声を、普及広報の目的で使用できるものとします。

4 申込者は、前項の同意をした場合であっても、書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用の停止を申し出ることができるものとします。

(損害賠償)

第 13 条

本講座の実施に際して、申込者に生じた負傷・盗難等の損害については、当組合の責めに帰すべき事由があった場合に限り、当該講座の受講費用を限度として、賠償の責任を負います。

(講座の閉鎖)

第 14 条

当組合は必要と認めた場合、本講座を中止することができます。

- 2 前項の場合、当組合は、受講者に対して受講費用を全額返還します。ただし、当組合が提供する役務が單元ごとに完結する性格のものである場合には、既に提供された役務に対応する受講費用については返還をしません。

(紛争の解決)

第 15 条

本約款に定める事項及び、当該契約について疑義が生じた場合は、申込者と当組合とで誠意を持って協議をし、解決するものとします。

- 2 本約款に定めのない事項については、民法及び関連する法令によります。
- 3 申込者と当組合とで争訟が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(本約款の変更・廃止)

第 16 条

当組合は、本講座の充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することがあります。

- 2 前項の場合、当組合は本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して利用者への周知を図ります。
 - (1) 店舗での掲示
 - (2) Web サイトへの掲示
 - (3) 申込者への告知
- 3 本約款の変更・廃止は、当組合の理事会の議決によります。

(施行)

第 17 条

本約款は 2020 年 1 月 30 日から施行します。